

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十六年八月二十八日 午後一時二十分から

一、 場所 匝瑳市役所議会棟二階第三委員会室

一、 委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、公益代表五名

(出席委員) 押尾悦子、伊東秀子、萱森孝雄、大木公男、神子さた子、橋場永尚、

椎名栄次、鈴木琢雄、江波戸寛、向後英夫、林眞示、島田省悟、

塚本隆夫、小川雅章

(欠席委員) 石毛則男

(市側出席者) 市長(太田安規)、健康管理課長(平山新治)、税務課長(伊藤久夫)、

市民課長(塚本貢市)、同副主幹(畔蒜稔行)、同主査補(鵜澤正明)

議事及び概要

報告事項

平成二十五年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

その他

開会(午後一時二十分)

事務局(副主幹)

定刻となりましたので、ただいまから、平成二十六年第一回の匝瑳市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会に当たりまして、最初に、太田市長より委嘱書を交付させていただきます。

(市長より委員に委嘱書を交付)

事務局(副主幹)

委員の皆様はの任期につきましては、国民健康保険法施行令第四条の規定により二年となっております。前任者の期間満了日の翌日である平成二十六年八月十七日から平成二十八年八月十六日までとなります。それでは、次に太田市長よりご挨拶申し上げます。

太田市長

本日は大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいま、委嘱書をお渡ししたところでございますが、どうか二年間、国保運営に對しまして、ご指導をお願いいたします。また、皆様には、日頃から国保運営を始め、市

政全般にわたり、格別なるご指導とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、平成二十五年度の匝瑳市国民健康保険特別会計決算について協議をしていただくこととなっておりますが、皆さんご承知のとおり、国保会計につきましては、大変厳しい財政運営となっておりますところでございます。平成二十五年度は、被保険者数が減少しているにもかかわらず、保険給付費は大きく増加しました。このような状況ではありますが、決算における実質収支は、繰越金や繰入金などにより五億九千万円となりまして、このうち二億九千六百万円を基金に積み立てたところでございます。また、本年度は、現行の財政健全化計画が終了となることから、新たに平成二十七年度から平成二十九年度までの三か年を期間とした、国民健康保険事業財政健全化計画の策定をしなければいけない時期となっております。さらに、国保の運営につきましては、県を単位とした国保の広域化が検討されており、賦課徴収や保健事業について、市町村との役割分担が議論されておるところでございます。

本日、委員の皆様には、議案に対する慎重審議をお願いすると同時に、忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、これからの国保運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局（副主幹）

ありがとうございます。ここで委員の紹介に入らせていただきます。大変恐縮ですが、自己紹介をお願いしたいと存じます。

（委員自己紹介）

事務局（副主幹）

ありがとうございます。なお、本日、欠席されている委員は、保険医代表の石毛則男委員でございます。続いて、事務局側の職員を紹介いたします。

（事務局自己紹介）

事務局（副主幹）

ここで、配布資料の確認をお願いいたします。

（配布資料の確認）

ここで少しお時間をいただきましたまして、国民健康保険運営協議会の位置づけと役割について説明させていただきます。

(説明)

事務局 (副主幹)

それでは、次第の五「会長及び会長代理の選任について」に入らせていただきます。新たな任期での会長及び会長代理の選任が必要です。大変恐縮ですが、進行の私が進めさせていただきます。

前任期での会長は、今回再任されています向後英夫委員で、会長代理は今回退任されました岩井和徳委員でございました。

規定については、国保法施行令第五条及び匝瑳市国保条例施行規則第五条により「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」と定められており、公益代表の委員の中から皆さんで選出いただきたいと存じます。

まず、選出の方法ですが、前回も指名推薦の方法によって選出されております。公益代表からの選出を考えますと、指名推薦によることがよろしいかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

指名推薦での選出でご承認をいただきましたので、早速ですが、会長及び会長代理の推薦をお願いしたいと思います。どなたか、指名推薦を頂けますでしょうか。

(委員挙手)

委員

引続いて向後英夫さんに会長を、林眞司さんに会長代理をお願いしたらいかがかと思えます。

事務局 (副主幹)

向後委員に会長を、林委員に会長代理をお願いしたいというご意見ですが、皆さん、いかがでしょうか。

(全員から異議なしの声)

それでは、全員賛成ということで決定させていただきます。会長は向後委員、会長代理は林委員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

ここで、会長にられました向後委員及び会長代理となられました林委員に、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。

(向後会長、林会長代理挨拶)

事務局(副主幹)

ありがとうございます。それでは続いて、次第の六「議事」に入らせていただきます。会議の議長につきましては、施行規則第六条の規定により、会長が議長となると定められていますので、早速ではございますが、向後会長、議長席にお移りいただき、議事進行についてよろしく願います。

議長(会長)

それでは、規則によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

本日の出席委員数は、十四名で過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ここで、議事録署名人の選出ですが、今回は被保険者代表の萱森孝夫委員と公益代表の塚本隆夫委員にお願いいたします。

本日の議題でございますが、報告事項「平成二十五年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」及び「その他」であります。

それでは、報告事項「平成二十五年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局(課長)

それでは、平成二十五年度匝瑳市国民健康保険特別会計についてご説明いたします。

(内容説明)

議長(会長)

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員

税の関係ですが、収納率について近隣と比較してどのような状況にあるのか。それから、現年度の滞納者数について新規滞納者が発生しているのか。新規滞納者に対する対策はどうか。また、滞納繰越金について、良い傾向にあるとは思いますが、具体的な対策について教えていただきたい。

事務局（税務課長）

収納率の近隣との状況ですが、匝瑳市については、現年分と滞納繰越分併せて六十七・六八パーセントに対しまして、旭市六十六・四三パーセント、銚子市六十六・五六パーセントでありますので、近隣二市と比較すると匝瑳市はかなり良い状況にあります。新規滞納者につきましては、平成二十五年度におきましては、若干の新規滞納者が何名か見受けられます。この対策としましては、今後本人に催告書等を出しながら納税相談を行っていきたいと思います。滞納繰越分につきましては、先ほどのご指摘のように収納率が年々向上しておりますので、滞納繰越額が減少傾向にあります。収納対策につきましては、窓口相談等を行い、高額滞納者及び国保の滞納者に順次窓口に来ていただきまして、納税しやすい環境づくりに努めている状況であります。

委員

徴収率が向上した要因としてコンビニ収納があるとは思いますが、徴収対策については今後どのような対策が良いのか。コンビニ収納が新しく導入されましたが、今後についてもご検討をお願いしたい。

事務局（税務課長）

コンビニ収納につきましては、二十四年度から開始しまして、二十五年国民健康保険については約一万三千二百件の利用があり、二億九千万円ほどの納付がありました。また、今後はコンビニ収納の推進だけでなく、できれば口座振替の推進を図っていきたいと考えております。

（委員挙手）

委員

分担金及び負担金について、特定健康診査個人負担金として、四万円二千円がありますが、この具体的な健診内容と一人当たりの金額を教えてください。

事務局（健康管理課長）

特定健診の個人負担金について、基本的な検診項目については無料でございます。心電図、眼底検査については六十五歳未満の方に五百円の自己負担金がございます。該当する人数は八十四人でした。

委員

一人五百円で八十四の方が受診されていて、内容については心電図、眼底検査との事です。一人五百円の自己負担金を徴収しなければならぬのか。もし、多くの人に受診してもらえばどれ程の経費負担になるかわかりませんが、無料にするという方策が検討に値するか。

また、近隣の状況はどうか。

事務局（健康管理課長）

基本的な考え方ですが、詳細健診を行う条件として、前年の検査等で一定水準のリスクがある方に、医師の判断に基づいて行っております。よって、全員が詳細健診を行っているわけではありません。六十五歳以上の方については詳細健診が必要であっても無料となります。六十五歳未満の方については、応分の負担をいただいております。周辺の団体では、基本健診から有料の団体もあれば、完全に無料な団体もありますので、それぞれの団体の考え方で進めているような状況です。

委員

医師の判断で詳細健診を行っていることですが、そういう点から考えれば、個人負担金については国保の負担でもよいのではないかと。また、国保が負担することについて今後検討していただけるのか。

事務局（健康管理課長）

特定健診は保険者の義務として平成二十年度から実施しているところでございます。実施については健康管理課が行っておりますが、予算については、今後市民課と調整したいと思っております。

（委員挙手）

委員

歳出についてですが、八款の保険事業費の予算の執行率が八十一・一パーセントと若干低い理由と、昨年度に対しての特定健診受診者及び特定保険指導の増減を教えてください。

事務局（健康管理課長）

予算の執行率が悪いとのことですが、平成二十五年度の特定健診は実施率四十パーセント、四千五百人の受診が目標で、この目標に基づいて予算を積算しております。それに対しまして、実績は三千七百八十六人で、実施率は三十五・二パーセントでした。この差が執行率に与えた影響が大きいと考えております。また、特定保健指導には、動機づけ支援と積極的支援とがあり、動機づけ支援については職員が対応しておりますが、積極的支援については、業者に委託しております。この委託については年度をまたいでしまうので、結果として二十五年度的には実施率が低くなってしまうと思います。特定健診は人数の増減について上昇傾向ではありますが、平成二十年度の水準には戻っていないので今後対策を講じていきたいと考えております。

議長（会長）

他にございますか。では私からよろしいでしょうか。基金の状況について説明がありました。が、二十六年末かなりの金額が保有される見込みですけれども、健全な状況というために基金はどの程度必要か。

事務局（市民課長）

基金の状況につきましては、各保険者が変動する歳出に対応するために会計検査院から指摘がありまして、健全な運営のためには保険給付費の五パーセント以上が必要とされています。ここでいう保険給付費とは、二款の保険給付費だけではなく、後期に支援金や介護に納付金も含まれます。それらを含んだ金額の五パーセント、約二億五千万円がボーダーラインに当たり、二五年度末での残高二億七千六百万円が約五・九パーセントとなり、六パーセント弱の残高となります。

議長（会長）

他にございますか。ないようでしたらお諮りいたします。報告事項「平成二十五年年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」の質疑を打ち切ることに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（会長）

「ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。「平成二十五年年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（会長）

挙手全員であります。よって、報告事項「平成二十五年年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」は、原案のとおり承認されました。次に「その他」に入らせていただきます。議題のその他として、委員の皆様から何かありますか。

事務局から何かありますか。

他にないようでしたら、議事のその他を打ち切ります。続いて、その他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（副主幹）

事前に配布しました参考資料をご説明いたします。

（資料の説明）

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

議長（会長）

ご意見等がないようですので、これで打ち切らせて頂きます。以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

事務局（副主幹）

向後会長には、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは以上で終了させて頂きます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後二時三十五分）